

# 川 場 村 分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月

川 場 村

# 川 場 村 分 別 収 集 計 画

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村では、最終処分場の埋立閉鎖に伴い、最終処分費が増加した経緯があるので、ごみの資源化、再利用により最終処分量の減少を図らなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示す。

- ① ごみの排出抑制、資源化を促進し、循環型社会をつくる。
- ② 住民、事業者と村が一体となって、ごみの排出抑制、資源化に取り組む。
- ③ ごみの資源化を進めるために適した処理施設、処理体制の整備に努める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に改訂する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

年度 種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	249.3 t	247.1 t	244.9 t	242.7 t	240.5 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては、住民、事業者、村がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ごみの減量化、資源化等についての教育を学校並びに地域社会の場や広報等で取り上げていく。

分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方等啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 廃棄物減量等推進審議会、衛生員の活用

廃棄物減量等推進審議会を設置してあるので、ごみの減量化、リサイクルの具体化などの施策を審議する。

また、各地区に衛生員を置く制度があるので、この制度を利活用して、ごみの分別排出やごみ出しマナーについて住民の指導をしていく。

(3) 過剰包装の抑制

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の再使用の普及啓発、小売店での容器包装の過剰をやめ、簡素化に取り組む。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本村における、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、村のごみ処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>無色のガラス製容器</li> <li>茶色のガラス製容器</li> <li>その他のガラス製容器</li> </ul> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって白色の発泡スチロール製食品のトレイのもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	3.1 t		3.0 t		3.0 t		3.0 t		3.0 t	
主としてアルミ製の容器	5.3 t		5.2 t		5.2 t		5.1 t		5.1 t	
無色のガラス製容器	(合計) 10.9 t		(合計) 10.8 t		(合計) 10.7 t		(合計) 10.6 t		(合計) 10.5 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
茶色のガラス製容器	(合計) 12.7 t		(合計) 12.6 t		(合計) 12.5 t		(合計) 12.3 t		(合計) 12.2 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
その他の色のガラス製容器	(合計) 5.9 t		(合計) 5.9 t		(合計) 5.8 t		(合計) 5.8 t		(合計) 5.7 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.1 t									
主として段ボール製の容器	22.5 t		22.3 t		22.1 t		21.8 t		21.6 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t									
	(引渡) t	(独自処理) t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 11.4 t		(合計) 11.3 t		(合計) 11.2 t		(合計) 11.1 t		(合計) 11.0 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 6.1 t		(合計) 6.1 t		(合計) 11.0 t		(合計) 11.0 t		(合計) 10.9 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								
(うち白色トレイ)	(合計) 6.1 t		(合計) 6.1 t		(合計) 6.0 t		(合計) 6.0 t		(合計) 5.9 t	
	(引渡) t	(独自処理) t								

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去5年（平成29年度～令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率  
人口変動率は、平成29年度から令和3年度までの変動率を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
3,125人 (対前年度比) 99.1%	3,096人 (対前年度比) 99.1%	3,067人 (対前年度比) 99.1%	3,038人 (対前年度比) 99.1%	3,010人 (対前年度比) 99.1%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本村から排出される容器包装廃棄物の分別収集と実施する者は下記のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	缶	村による指定日回収 (ステーション方式)	民間業者
アルミ缶			
無色ガラスびん	ガラスびん		民間業者
茶色ガラスびん			
その他ガラスびん			
紙パック	紙パック		民間業者
段ボール	段ボール		
白色の発泡スチロール製食品トレー	白色トレー		
PETボトル	PETボトル		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に関連する施設は、下表のような計画で検討している。ストックヤードは村及び民間業者で確保する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶	ネット	平ボディー車	ストックヤード (圧縮・保管)
アルミ缶				
無色ガラスびん	ガラスびん	コンテナ	平ボディー車	ストックヤード (保管)
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
紙パック	紙パック	紐かけ	平ボディー車	ストックヤード (梱包・保管)
段ボール	段ボール	紐かけ	平ボディー車	ストックヤード (圧縮・保管)
白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	ネット	平ボディー車	ストックヤード (溶融・圧縮)
PETボトル	PETボトル	ネット	平ボディー車	ストックヤード (圧縮・保管)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- (1) 本村では、住民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置しているので、これを活用して住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくようにする。
- (2) 分別収集の対象品目のうち、収集量が少ない物も、指定法人引き取り化を考え、周辺市町村と回収品目、方法等を調整し、合理的、経済的な収集を進める。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。